

1 業務の目的

本業務は、中央公園（以下、「本公園」という。）の再整備事業を実施するために必要となる沼津市中央公園再整備基本方針（以下、「本方針」という。）の案を作成することを目的とする。

2 本公園の現況と課題

本公園は、旧静岡地方裁判所沼津支部の跡地を財務省から無償貸付を受け、本市で整備を行い、昭和45年に都市公園として開設した。以降、市中心部に位置する公園として、遊びや休憩、イベント会場などの様々な活用を通じて、市民の憩いの場であると同時に、地域活性化に寄与する役目を担ってきた公園である。

しかしながら、開園から50年が経過し、施設老朽化が目立つとともに「トイレの設置位置」や「南側広場の高低差」という活用時における課題は、将来の施設更新時において解決が望まれる事項である。一方で、「沼津夏まつり」や「THIS IS NUMAZU（沼津自慢フェスタ）」等の市内外から集客するイベント会場としての役割や狩野川河川敷との一体的な利用等、他の公園にはない多様な活用実績を重ねており、ソフト面については今後更なる魅力増進の可能性が期待できるところである。

- 所在地 沼津市大手町4-185-4
- 公園の区分 街区公園
- 面積 0.61ha
- 開設時期 昭和45年6月30日
- 主な施設 芝生広場、トイレ、ベンチ、遊具、花壇、水道等
- 立地状況 JR沼津駅南口から徒歩約7分、旧国道1号に面している
- 歴史 沼津城本丸跡地（史跡等の指定は受けていない）

3 策定理由

本市では、令和3年度から施行した「第2次沼津市緑の基本計画」において、本計画に定める将来像「緑とともに魅力あふれる沼津の暮らし」を実現するため、4つの基本方針を設定した。このうち、基本方針3において「つかう緑 多様な主体による緑地空間の利活用」を掲げ、公園の利活用を通じて更なる魅力増進を図るものとしている。また、本計画では、緑化重点地区として「沼津駅周辺地区」を設定し、本公園の施設機能強化や中心市街地の公園に相応しい利活用の促進を取り組みとして掲げている。

本方針は、前述の課題や活用実績を踏まえ、本計画に基づく再整備事業の効果的かつ計画的な推進を図るため、過去の調査や検討結果の総括とともに、「有識者からの意見」や「市民・利用者・民間事業者等の意見」等を取り入れ策定するものである。

4 業務内容

本方針は、関係法令等を順守するとともに、本市の関連計画及び施策等との整合性を図り、次の内容について業務を行うものとする。

(1) 実施計画書の提出

各業務が円滑に遂行できるよう委託者と協議の上、作業の進め方、工程、実施体制等を記した実施計画書を提出する。

(2) 現状と課題の整理

委託者が実施した調査・検討結果や本公園における活用状況を踏まえ、本公園の現状と課題を整理する。

(3) 市民意見調査

- ・(2) 及び先進事例調査や民間事業者サウンディング等をもとに委託者と協議の上、公園再整備のコンセプト、ゾーニング、再整備構想図、事業費概算、事業手法、スケジュール等をまとめた中央公園再整備基本方針（案）を作成し、案の内容を市民等に公表する。
- ・公表した案について、市民等から意見を聴取する。
- ・意見聴取の実施方法については、受託者が提案した案について、委託者と協議の上、決定することとする。

(4) 有識者意見聴取の支援業務

委託者が実施する有識者からの意見聴取について、聴取時に同席するとともに、委託者の指示に基づき、資料作成の支援を行う。

(5) 基本方針のとりまとめ

本業務の成果や本市が提供する資料等により、基本方針のとりまとめを行う。なお、基本方針は、以下の項目を想定している。

- ①「トイレの設置位置」及び「南側広場の高低差」等の活用時の課題整理とその解決案
- ②イベント等の利用促進を図るための機能追加案
- ③市民や民間事業者等と連携した公園の管理運営の促進に資する案

また、本方針策定にあたっては、「第2次沼津市緑の基本計画」や「沼津市中心市街地まちづくり戦略」等の関連計画との整合をとり、以下の点に留意して作業すること。

- ・基本方針の内容は、検討条件、検討経緯、結果をわかりやすく表現し、市民意識調査や有識者の意見等を踏まえて基本方針に反映させる。
- ・基本方針は、一般市民に公表するものであることから、客観的な視点で数値的根拠や裏付けを明確にし、市民がわかりやすい表現を用いること。

5 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 沼津市中央公園再整備基本方針 30部
- (3) 沼津市中央公園再整備基本方針 電子データ
- (4) 上記作成のために収集した資料の電子データ

※電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、電子データは、CD-ROM 等に記録し、提出する。

6 実施体制

- (1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を予算の範囲内で調達すること。
- (2) 市民の意見聴取に係る経費は、業務委託料で支払うものとする。
- (3) 有識者の意見聴取は、東京都、岐阜県及び静岡県に在住する者から、計2回行うものとし、受託者が同行する際の経費は、業務委託料で支払うものとする。
- (4) 有識者からの意見聴取に要する経費(有識者の報償金等)は、委託者の負担とする。
- (5) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (6) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。
- (7) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。
- (8) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時(1回)、納入時に行うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

7 留意点

- (1) 業務の再委託について
業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。また、再委託を行う場合は、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 委託業務実績報告書等の提出について
受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。
- (4) 業務委託料の返還について
委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分か

った場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。

(5) 業務遂行上のトラブルについて

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者、受託者双方の連携の上、速やかに解決を図る。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。